

幼稚園教諭免許状を有し、実務経験のある方へ

保育士資格が 取得しやすくなりました

幼稚園教諭免許状を有し、特例制度の対象施設で

3年かつ実労働時間4,320時間以上

実務経験のある方は、

指定保育士養成施設で所定の **8単位を修得し**

保育士試験（全科目免除）を経て、保育士資格を取得できます。

※本制度の期限は、令和12年保育士試験までとなっております。ただし、令和11年度（令和12年3月）までに特例制度による単位の修得及び実務経験を満たしていることが条件となります。

問合せ先（※祝日を除く月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:30）

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課

- ◆制度に関すること：03-5320-4130
- ◆認可保育所に関すること：03-5320-4128
- ◆認証保育所に関すること：03-5320-4212
- ◆認定こども園に関すること：03-5320-4250
- ◆認可外保育施設に関すること：03-5320-4131

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課

- ◆公立幼稚園に関すること：03-5320-6752

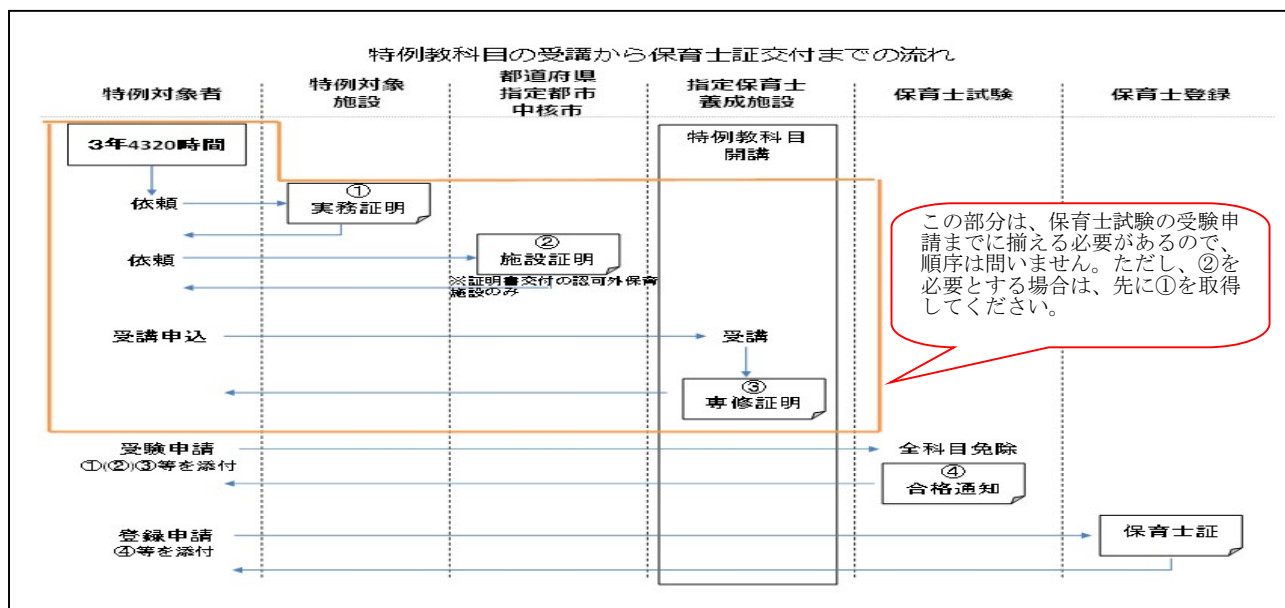
東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課

- ◆私立幼稚園・幼稚園併設型認可外保育施設に関すること：03-5388-3193

東京都教育庁人事部選考課

- ◆幼稚園免許状に関すること：03-5320-6788
(氏名変更・更新講習等)

《特例教科目の受講から保育士証交付までの流れ》



① 実務証明

特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4,320時間以上）の実務証明書が必要です。ご自分で勤務された施設へ直接請求してください。なお、特例対象となる施設かどうかは、ご自身で施設に問い合わせるか、東京都福祉局ホームページ等でご確認ください。

② 施設証明

認証保育所・認可外保育施設は、特例制度対象施設証明が必要となります。東京都へ郵送により請求してください。

③ 専修証明

特例教科目を受講した、指定保育士養成施設へ請求してください。

④ 保育士試験手続き

特例制度では、幼稚園等における実務を通して、一定の経験を積んでいることを考慮し、8単位の履修により、保育士試験の筆記試験を全科目免除することとしています。全教科免除になっても、受験手続は必要です。必ずご自身で手続きをしてください。

試験については、**保育士試験事務センター**へお問合せください。

<http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

電話 0120-4194-82

⑤ 保育士登録について

保育士試験の合格通知書がお手元に届きましたら、ご自身で保育士登録の手続きをしてください。保育士登録は、保育士証が届くまで、2ヵ月程度要します。お早めの手続きをお願いします。

保育士登録については、**登録事務処理センター**へお問い合わせください。

<http://www.hoikushi.jp/>

電話 03-3262-1080

Q&A

1 特例制度全般

Q1-1 特例制度はいつまでですか？

A 本制度の期限は、令和12年保育士試験までとなっております。ただし、令和11年度（令和12年3月）までに特例制度による単位の修得及び実務経験を満たしていることが条件となります。

2 特例対象者に関すること

Q2-1 3年かつ4,320時間以上の実務経験を満たしてからでないと、保育士養成施設において単位修得はできませんか？

A 保育士試験申請時まで、実務経験を満たすことが必要であるから、「3年かつ4,320時間以上」と「単位修得」の前後関係は設けていません。

Q2-2 現在働いていませんが、本制度を利用できますか？

A 幼稚園教諭免許を有し、必要な実務経験年数等を満たしていれば、現職でなくても本制度を利用して保育士資格が取得できます。

Q2-3 幼稚園教諭免許状の更新講習を受講していませんが、特例対象となりますか？

A 本制度により保育士資格を取得するに当たっては、幼稚園教諭免許状を有していることが必要ですので、幼稚園教諭免許状の更新講習を受講していなくても、特例対象者となります。ただし、免許状が失効している方は対象になりません。

Q2-4 幼稚園教諭免許状の種類によって、制度利用に違いはありますか？

A 普通免許状（専修、1種、2種）をお持ちの方が対象です。臨時免許状や特別免許状の方は対象外です。また、臨時免許状や特別免許状により勤務していた期間は、特例制度の実務経験には該当しません。

3 実務経験・実務証明書に関すること

Q3-1 実務経験の対象となる施設を教えてください。

- A
- ① 幼稚園（特別支援学校幼稚部含む。）
 - ② 認定こども園
 - ③ 認可保育所
 - ④ 小規模保育事業（A型・B型）
 - ⑤ 事業所内保育事業（定員6人以上）

※上記④及び⑤については平成27年度からの新規事業のため、勤務対象期間は平成27年4月からになります。

- ⑥ 公立の認可外保育施設
- ⑦ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設

- ⑧ 幼稚園併設型認可外保育施設
- ⑨ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設（1日に保育する乳幼児の数が6人以上）（認証保育所を含む。）
ただし、以下の施設は対象外です。
 - ・利用児童の半数以上が、一時預かり
 - ・利用児童の半数以上が、22時から翌日7時までの全部又は一部の利用
 - ・平成27年3月までの事業所内保育所、院内保育所、家庭的保育事業（保育ママ）

Q3-2 実務経験の対象となるのは、常勤雇用だけですか？

A 雇用形態は問いません。非常勤、パートでも対象となります。

Q3-3 実務経験4,320時間に、産前産後休暇、育児休業や休職期間は含まれますか？

A 休職期間等は含まれません。本制度の利用には、実労働で4,320時間が必要です。

Q3-4 複数の施設での勤務実績を合算して申請することはできますか？

A 可能です。ただし、実務証明書は施設ごとに必要です。

Q3-5 施設が廃止、統合されてしまったのですがどうすればいいですか？

A 施設が廃止された場合でも当該施設の設置者が存在している場合は、当該施設の設置者に証明をしてもらってください。施設の設置者が存在していない場合であっても、統合等によって事務を引き継いだ団体等が証明できる場合は、引き継いだ団体の長による証明も可能とします。いずれも難しく、証明ができない場合は、その実務を加算することはできません。

Q3-6 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設での実務経験

A 東京都における証明書の適用は、平成17年4月1日からです。したがって、それ以前に認可外施設での勤務実績があっても、加算対象にはなりません。

Q3-7 実務証明書の証明者は誰ですか？

A 施設長です。証明印は事業者として届け出たものを押印してください。公立の保育施設については、当該区市町村保育主管課へお問い合わせください。

4 特例制度対象施設証明書に関すること（Q3-1⑨の施設のみ必要）

Q4-1 施設証明書の発行手順を教えてください。

A 必要書類等をそろえ、郵送により申請を行ってください。

（必ず特定記録をつけてください。）

書類審査・手続きに1週間程度要しますので、余裕をもって請求してください。なお、来庁によるその場での発行はご対応できません。

＜必要書類等＞

- ①特例制度対象施設証明書（必要事項を記入すること）
- ②実務証明書の写し
- ③返信用封筒（320円分の切手、住所・氏名の記載を忘れずに）

④証明書発行手数料（400円／1通）分の定額小為替
（宛名は空欄のまま提出すること）

⑤申請者の電話番号等、連絡先が分かるもの

＜郵送先＞

〒163-8001（住所記入不要）

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課

地域保育担当 宛に、郵送してください。

5 特例教科目と専修証明に関すること

Q5-1 特例教科目とは具体的にどんな教科ですか？

A 特例教科目を開講している指定保育士養成施設において、下記の4教科・8単位を修得すると、保育士試験の全科目が免除になります。

①福祉と養護（講義・2単位）

②子ども家庭支援論（講義・2単位）

③保健と食と栄養（講義・2単位）

④乳児保育（演習・2単位）

Q5-2 特例教科目を開講している学校（指定保育士養成施設）は、どのように探したらいいですか？

A こども家庭庁のホームページでお知らせしています。学校へのお問い合わせ・お申し込みは、ご自身で直接なさってください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei/>

Q5-3 過去に、指定保育士養成施設で修得した単位は有効ですか？

A 通常課程の教科目は過去の在学期間に修得したもののでも、今後新たに指定保育士養成施設において修得するもののでも、構いません。特例教科や通常課程の一部を修得し、残りの科目については試験を受けることも可能です。また、保育士試験の一部科目合格による受験免除（※免除期間は、合格をした年を含め、3年間。ただし、要件を満たす場合に限り延長可）と今回の制度を組み合わせることもできます。

Q5-4 幼稚園教諭免許を取得した学校は、在学中は指定保育士養成施設の指定を受けていませんでしたが、現在は指定施設となっています。在学時に修得した教科目は免除対象となりますか？

A 指定保育士養成施設の指定を受けた後に修得しなければ、免除対象となりません。

Q5-5 専修証明書はどこで発行してもらえるのですか？

A ご自分が教科目を修得した指定保育士養成施設に発行依頼をしてください。